

**巻末資料 6 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業） 実施要領（案）**

1. 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（地方公共団体）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日環〇〇発第〇〇〇号環境事務次官通知）（以下「地方公共団体要綱」という。）第 4 条の 2、及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業）（民間団体）交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日環〇〇発第〇〇〇号環境事務次官通知）（以下「民間団体要綱」という。）第 4 条の 4 の規定に基づき、地方公共団体要綱第 4 条第 1 項及び民間団体要綱第 4 条第 1 項の事業（以下「事業」という。）に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、同事業の適切な処理に資することを目的とする。

2. 事業の実施方法等

(1) 対象事業の要件

対象事業は、以下の要件を満たすものであること。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項並びに 15 条第 1 項に定める一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場、並びに同法第 15 条の 17 の指定区域に指定及びそれに類する不法投棄地の上部空間に発電機（太陽光パネル）を設置する事業であること。なお、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」で定める設備認定を受けているか否かは問わない。
- 二 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の上部空間において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、対象とする太陽光発電の太陽電池出力が 350 kW 以上であること。

(2) 補助対象者の要件

補助対象事業者は、以下の要件を満たすものであること。

- 一 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の上部空間において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、当該処分場等の管理者（地方公共団体、民間団体）、または管理者と連携して事業を行う民間団体であること。不法投棄地の上部空間において太陽光発電を実施しようとする事業の場合、地方公共団体と連携して事業を行う民間団体であること。
- 二 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- 三 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基盤を有すること。
- 四 補助事業の経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- 五 環境省の求めがある場合、環境省において経理、その他の説明・報告をできる体制を有していること。

3. 補助率及び補助対象経費等

(1) 交付する補助金の額は、補助対象経費の合計額の 2 分の 1 を限度とする。

(2) 補助対象経費は、災害時に撤去できる可動式架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費、防雨機能としても活用できる屋根式架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費、不均一な地盤沈下の可能性のある処分場等にも設置可能な架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費、腐食性ガスにも耐えられる架台・支持装置及びその基礎の購入及び同取付費、最終処分場の維持管理のための電力への供給システムの購入及び同取付費、処分場等及び太陽光発電設備の地盤沈下量等を計測するモニタリング機器類の購入及び同取付費並びに諸費用とし、発電機や系統連系設備等、処分場等以外においても必要となる設備等は、この補助金の交付対象外とする。具体的には別表に掲げる区分とする。

(3) 経費の配分の変更（地方公共団体要綱第 10 条第 2 項及び民間団体要綱第 12 条第 2 項

に定める変更を除く) をする場合には、地方公共団体要綱様式 4 又は民間団体要綱様式第 4 を大臣に提出して承認を受けなければならない。

(4) 事務費の上限は、地方公共団体要綱別表 2 及び民間団体要綱別表第 2 に定めるとおりとする。

#### 4. 交付申請書に添付すべき書類

地方公共団体要綱第 6 条及び民間団体要綱第 6 条の実施要領にて定める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 年度別事業計画書（地方公共団体要綱様式 1 別紙 3）又は事業実施計画書（民間団体要綱様式第 1 別紙 1）
- (2) 補助金所要額内訳（地方公共団体要綱様式 1 別紙 1 及び別紙 2）又は廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業（民間団体）に要する経費内訳（民間団体要綱様式第 1 別紙 2）、並びに積算根拠資料
- (3) 処分場等の管理者であることを証明する文書、管理者との連携に関する合意文書、地方公共団体との連携に関する合意文書のいずれか
- (4) モニタリング計画書（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）
- (5) 申請者の組織概要や事業実績に関する資料（会社概要、登記事項証明書、事業実施者の印鑑証明書及び代表者の住民票の写し、代表事業者届出書（共同事業体による共同申請の場合のみ）、本事業の実施体制、最近 2 営業期間の事業実績・決算書、同種事業の実績）
- (6) その他資料
  - 一 設備のシステム図、配置図
  - 二 処分場等の管理者、管理状況
  - 三 事業の効果（二酸化炭素排出抑制効果、石油代替効果、環境への影響、地域活性化効果等）の根拠資料
  - 四 事業収支計画及び資金調達計画が分かる資料
  - 五 事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）
  - 六 太陽光発電事業の詳細な実施計画

#### 5. 収益納付

大臣は、補助事業者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。ただし、本補助事業では固定価格買取制度に基づく売電収益を国に納付する必要はない。

#### 6. 事業遅延の届出

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに地方公共団体要綱様式 6 又は民間団体要綱様式第 6 による事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

#### 7. 状況報告

補助事業者は、補助事業終了後、補助事業の遂行及び支出状況、施設・設備により生産したエネルギー量等のデータ及び温室効果ガスの削減量、地盤沈下量等のモニタリングデータ（モニタリング機器の費用を補助対象経費に含む場合のみ）について、地方公共団体要綱様式 8 又は民間団体要綱様式第 8 による報告書を大臣へ提出しなければならない。

#### 8. 財産処分の制限

- (1) 取得財産等のうち、適化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を越える機械及び重要な器具とする。
- (2) 適化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は 15 年とする。

(3) 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による財産処分承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(4) 大臣は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。本規定は、前項の承認をする場合において準用する。

別表

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費  現場管理費  一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
事務費	付帯工事費		本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。</p> <p>事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、地方公共団体要綱別表2及び民間団体要綱別表第2の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>